

私費外国人留学生特別入試における入学者選抜の変更について

2019年6月

大阪大学

2020年度入学者選抜から、出願資格の一部を次のとおり変更します。

(変更前)

- ③ 外国に所在し外国の教育制度に基づく教育機関において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、2020年3月31日までに18歳に達するもの
- ⑤ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を外国において取得した者で、2020年3月31日までに18歳に達するもの
- ⑥ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を外国において取得した者で、2020年3月31日までに18歳に達するもの
- ⑦ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を外国において取得した者で、2020年3月31日までに18歳に達するもの
- ⑧ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を外国において取得した者で、2020年3月31日までに18歳に達するもの
- ⑨ 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）から教育活動等に係る認定を受けた外国に所在する教育施設に置かれる12年の課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者で、2020年3月31日までに18歳に達するもの

(変更後)

- ③ 外国に所在し外国の教育制度に基づく教育機関において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したもの
- ⑤ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を外国において取得した者
- ⑥ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を外国において取得した者
- ⑦ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を外国において取得した者
- ⑧ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を外国において取得した者
- ⑨ 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）から教育活動等に係る認定を受けた外国に所在する教育施設に置かれる12年の課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者